

千代田労務協会 総会 情報提供資料まとめ

1. カスタマーハラスメント対策義務化（一律義務化）令和8年10月1日施行

今年の10月1日よりカスタマーハラスメント対策が義務化となります。

会社は、カスタマーハラスメントを行ってはならないこと、その他職場におけるカスタマーハラスメントに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めるとともに、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発として措置を講じなければなりません。

職場におけるカスタマーハラスメントが起きたときの対処の仕方を定め、労働者を保護する旨の方針の明確化、相談(苦情を含む)に応じて適切に対応する必要な体制の整備、相談窓口の設置等の措置を講じ、再発防止に向けた措置を講じることなどが求められています。

<https://www.gov-online.go.jp/article/202510/entry-9370.html>（政府広報オンラインサイト）

資料1 令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

2. パートタイム労働法の改正（雇用契約書の変更）令和8年10月1日施行

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進める目的で、ルールが改正されます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>

（厚生労働省 HP：パート・有期雇用労働者の雇用管理改善のために）

★パートタイム・有期雇用労働者の雇い入れ時の労働条件明示事項に新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨を明示しなければならなくなります。

★「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正され、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例が示されました。

資料2 パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります！（令和8年10月1日施行）

資料3 職場での待遇に疑問を感じたら、労働局にご相談を（労働者向けチェックシート）

資料4 モデル 労働条件通知書（厚生労働省版）

3. 特定フリーランス事業の労災保険特別加入（随時 令和6年から実施済み）

令和6年11月1日から企業等から業務委託を受けているフリーランスの方について、業種・職種を問わず労災保険に特別加入することで、工作中や通勤途中のけがや病気等に対して補償を受けられることになりました。この特別加入は、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体（現在、全国に11か所）に申し込む必要があります。対象がいらっしゃったら、ご相談ください。

資料5 フリーランスの皆様へ

4. ストレスチェック制度 令和 10 年 4 月 1 日から労働者数 50 人未満の事業場でも義務化

努力義務だった労働者数 50 人未満の事業場も令和10年 4 月 1 日から、義務化となります。

資料6 ストレスチェック制度の流れ (厚生労働省:小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルより抜粋)

資料7 「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド

資料8 ストレスチェックの「集団分析」を適切に実施しましょう

5. 雇用保険基礎手当日額の変更 令和 8 年 8 月 1 日から

雇用保険の基礎日額・給付等支給限度額が例年通り 8 月 1 日から変更される予定ですが、まだ発表されていません。決まり次第、メルマガ等でお知らせいたします。

6. 高額療養費制度の見直し 令和 8 年 8 月 1 日から

高額療養費制度は、ひと月に医療機関等に支払った医療費が高額になった場合に、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。

令和 8 年度(R8.8 月～)と令和 9 年度(R9.8 月～)の 2 回の見直しがあります。今年の見直しでは、自己負担しなければならない金額が現行より増えます。ただ、多数該当(年間 4 回以上該当する場合、4 回目からの自己負担額の上限が変わり、自己負担額が安くなる制度)の月の上限額の引き上げは行われません。そのほか、年間の上限額が各階層で設けられ、それによって負担額軽減につながる場合があります。

令和 9 年の見直しは、所得区分の細分化で、今までは 4 段階であったものが、各段階をそれぞれさらに 3 段階に分けて、自己負担額が決められることになります。

資料 9 令和 8 年 8 月から高額療養費制度が見直されます

資料 10 資料:高額療養費変更一覧表 (厚生労働省:高額療養費制度の見直しについてより抜粋)

7. 社会保険・雇用保険の適用拡大

社会保険は令和 9 年 10 月から段階的に 雇用保険は令和 10 年 10 月から

昨年もお知らせしたとおり、社会保険・雇用保険の適用拡大が決められておりますので、該当者のいる会社は準備をそろそろ始めてください。保険料の負担増が必至です。

厚生労働省では、「社会保険適用拡大特設サイト」を設け、制度の周知、給料の試算、保険料の試算ができ、支援制度についてもわかりやすく解説しておりますので、ご利用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/> (厚生労働省:社会保険適用拡大特設サイト)

雇用保険については、現行の被保険者要件のうち、所定労働時間「週 20 時間以上」から「週 10 時間以上」に変更することで、適用対象が拡大されることになります。

資料 11 社会保険加入対象者の範囲が拡大されるのをご存じですか？